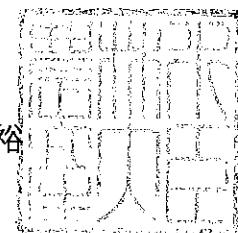


27 消安第4962号
平成28年1月14日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕

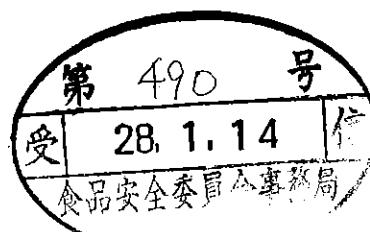


食品健康影響評価について（評価依頼）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

イノシシを豚と同等に家畜等の飼料の原料として使用することについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により定められた飼料の基準・規格を改正すること。



イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用

1 これまでの経緯

- (1) 牛・豚の肉骨粉等は、たん白質に富む原料として飼料に利用されてきたが、平成13年9月に我が国でBSEが発生した後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）により動物由來たん白質を含む飼料の製造・販売等が禁止された。
- (2) その後、非反すう獸である豚及び家きん由來のたん白質については豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料の原料として、牛に由来するたん白質は養殖水産動物を対象とする飼料の原料として利用を順次再開してきたが、イノシシを原料とするたん白質（以下「イノシシ由來たん白質」という。）については、引き続き飼料原料としての利用が禁止されてきたところである。
- (3) 一方で、近年、野生鳥獸による農作物への被害の拡大に伴い、イノシシの捕獲頭数が急増しており、有害鳥獸として捕獲された個体等の処理が喫緊の課題となっている。
- (4) そこで、イノシシ由來たん白質を飼料原料として利用することについて、食料・農業・農村審議会家畜衛生部会プリオント病小委員会の委員に意見を聴くとともに、飼料安全法に基づき農業資材審議会に諮詢したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

2 改正（案）の概要及び新たに導入する管理措置

農業資材審議会の答申を踏まえ、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）を改正するとともに、イノシシの捕獲現場及び食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に基づく食肉処理業の許可を受けてイノシシを処理する施設（以下「獸肉処理施設」という。）において他の野生鳥獸に由來するたん白質の混入を防止する管理措置を講じる。

（1）改正の概要

飼料に含むことができる以下の「豚」に由来するたん白質を「豚（イノシシを含む。）」に由来するたん白質とする。

- ①豚、鶏又はうずら、養殖水産動物及び蜜蜂を対象とする、豚若しくは馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの
- ②豚、鶏又はうずら及び養殖水産動物を対象とする、
ア 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

イ 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

③養殖水産動物を対象とする、

ア 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

イ 牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

(2) 新たに導入する管理措置

肉骨粉製造事業場等における既存の分別管理に加え、原料の分別収集について以下の管理措置を導入する。

① 獣肉処理施設を経る場合

ア イノシシの解体加工処理の段階で、他の野生鳥獣に由来するたん白質の混入を防止するため、原料の分別収集及び解体加工処理ラインの分離等が講じられているかの事前確認、イノシシ原料以外が混入していないこと等を確認する確認責任者の設置並びに供給管理票の添付を行う。

また、イノシシ専用の器具、作業着、靴等を使用する。

イ 解体処理後の残さについて、イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう、獣肉処理施設において適切に分別保管を行うとともに、飼料利用に適するものと不適のものを分別し、適するもののみ飼料利用する。

また、レンダリング施設への輸送時には、イノシシ専用の輸送容器を用いる。

ウ レンダリング事業者は、原料受入段階で、供給管理票と目視により原料を確認する。

②獣肉処理施設を経ない場合

ア 獣肉処理施設を経ずにレンダリング施設に直接持ち込まれるイノシシについては、イノシシ以外の動物の混入がないことが目視で確認できるもののみを受け入れる。また、その輸送に当たっては、イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう専用の輸送容器を用いるか、輸送前後に十分に洗浄する。

イ レンダリング事業者は、原料受入段階で、目視により原料を確認する。

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、省令等の改正を行う。

食品健康影響評価の審議状況

(平成28年1月15日現在)

区分	要請件数 注2)		自ら評価	合計	評価終了 うち 27年度分		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物 ^{注11)}	165	12	0	165	160	22	1	4
農薬	1030	31	0	1030	778	56	21	231
うちポジティブリスト関係	491	6	0	491	301	21	8	182
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 ^{注7)}	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	522	27	0	522	490	35	0	32
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	78	8	0	31
汚染物質等 ^{注8)}	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	11	3	0	5
微生物・ウイルス ^{注9)}	14	1	2	16	15	1	0	1
プリオント	50	10	16	66	50	8	0	16
かび毒・自然毒等 ^{注4)}	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	237	17	0	237	218	14	2	17
新開発食品 ^{注5)}	81		1	82	81	3	1	2
肥料・飼料等	202	5	0	202	147	18	0	55
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
薬剤耐性菌	5	3	0	5	4	4	0	1
肥飼料・微生物合同 ^{注10)}	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 ^{注6)}	1		1	2	1		0	1
合計	2,396	106	26	2,422	2,029	164	25	370

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。

9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成28年1月15日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン) 〔〕、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〔〕	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)〔〕、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーリン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ-5G)及びセファピリナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)〔〕、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))〔〕	3
17/8/15	厚	添加物 アルミニノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム〔〕、スルファメトキサゾール〔〕、トリメトリム〔〕、セファピリンベンザチン〔〕、セファピリンナトリウム〔〕	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆〔〕、スルファメトキサゾール☆〔〕、セファピリン☆〔〕、トリメトリム☆〔〕	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆〔〕	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆〔〕	3
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆〔〕、スルファジメキシン☆〔〕、スルファモメキシン☆〔〕	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

〔〕は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。〔〕は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆■	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆■	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ■肥	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、 ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリソ■	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメントメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆■、ビランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	2
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリソ■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アボ-8'-カルチソ酸エチルエステル☆■、 β-カルテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール ☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、 レチノール☆■	11

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロビル☆、	3
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタスズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部〈飼〉>	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■<一部☆>、ベンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆■、スピラマイシン☆■、セフロキシム☆■	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆	4
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	3
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎

印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、トリホリン☆、シアナジン☆	7
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 トルクロホスマチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 プロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスマチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリル☆	5
25/1/30	厚	農薬 クロルピリホスマチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリル☆	3
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスマチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響評価の対象	
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	ブリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、ジメタエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメタエート☆、パラコート☆、フルキシコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、ブロマシル☆	13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■<一部☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅■<一部☆>、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(食品)■	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリソ☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
26/2/3	厚	農薬 オキスピコナゾールフマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)■	1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品)■	1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ G72 系統(飼料)■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■	1
26/3/25	厚	農薬 MCPB■<一部☆>	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■肥	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、フロメトキン■	2
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 フルオピコリド■	1
27/3/30	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(食品)■	1
27/4/23	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料)■	1
27/5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される 牛肉及び牛の内臓※	2
27/6/5	厚	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	2
27/9/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-AV 株を利用して生産された α -アミラーゼ■	1
27/9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 PLA-54 株を利用して生産されたホスホリパーゼ A2■	1
27/10/8	農	薬剤耐性菌 硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (コバクタン/セファガード) ■	1
27/10/13	厚	農薬 クレトジム■、ニテンピラム■、プロヒドロジヤスモン■、 プロフェノホス■	4
27/10/13	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル■	1
27/10/21	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	3
27/10/22	農	遺伝子組換え食品等 ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
27/10/22	農	飼料添加物 フィターゼ■	1
27/11/17	厚・農	農薬 イミダクロブリド■	2
27/11/17	厚	農薬 フェナザキン■	1
27/11/18	農	飼料添加物 バチルス サブチルス	1
27/11/25	厚	遺伝子組換え食品等 PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ■ ■、GLU-No.8 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■、 HIS-No.2 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩■	3
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直し※	1
28/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.2 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム	1
28/1/6	厚	農薬 ピカルブトラゾクス■、フルジオキソニル■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
27/12/9～1/7	農薬 チフルザミド■、ホセチル☆、レピメクチン■	3
27/12/9～1/7	遺伝子組換え食品等 THR-No. 2 株を利用して生産された L-トレオニン■	1
27/12/24～28/1/22	添加物 過酸化水素■	1
27/12/24～28/1/22	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	1
27/12/24～28/1/22	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
28/1/13～28/2/11	農薬 イソウロン☆、イソキサチオン<一部☆>、シメコナゾール■、スピロテトラマト■、ピリオフェノン■	6

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。●印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。▲印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産された α -アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフチオフル製剤に関する薬剤耐性菌●■	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テプラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフチオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■●、塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセルRTU)■●	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 琥珀茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗細菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/2	厚	動物用医薬品 マクロプラミド☆	1
27/6/9	厚・農	農薬 エトフェンプロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7
27/6/16	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーAJュバント加)混合ワクチン(インゲルバッブ3フレックス)■	2
27/6/16	農	動物用医薬品 豚オーエスキーア病(gI-、tk-) 生ワクチン(酢酸トコフェロール AJュバント加溶解用液)(ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50) ■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。●は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
27/6/16	厚	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
27/6/30	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素)■	6
27/6/30	厚	農薬 アミスルブルム■	1
27/7/7	厚	農薬 オキサチアピプロリン■、フルアジホップ■<一部☆>、ベンチアバリカルブイソプロピル■	4
27/7/7	厚	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の改正等について	1
27/7/14	厚・農	動物用医薬品 2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ボプリバ)■	2
27/7/14	厚	飼料添加物 モネンシン、モネンシンナトリウム■	2
27/7/14	農	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシンC)の承認に係る薬剤耐性菌■(一)	(一)
27/7/28	厚	農薬 チアメトキサム■	1
27/7/28	厚	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン☆	2
27/7/28	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
27/7/28	厚	ブリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/7/28	厚	DP-No.2 株及びGG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■	1
27/8/4	消	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■	1
27/8/4	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン■	1
27/8/11	厚	農薬 テトラコナゾール■<一部☆>、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、ベンゾフェナップ☆	5
27/8/11	農	動物用医薬品 フルニキシンメグルミン■、フロルフェニコール■	1
27/9/1	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン■、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	13
27/9/1	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリル ワンジェクト注射液)■	1
27/9/8	厚	農薬 4-アミノピリジン☆、クロロベンジレート<一部☆>、ジノセブ☆、チオメタン<一部☆>、チフェンスルフロン☆、テブコナゾール■、トリクロロ酢酸ナトリウム塩☆、フルオピラム■、プロメトリン☆、ベンゾビンジフルピル■	12
27/9/15	厚	添加物 硫酸亜鉛■、亜セレン酸ナトリウム■	2
27/9/15	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆、フルメトリン■<一部☆>	3
27/9/15	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシンC)■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。■(一)は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。■(二)は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
27/9/29	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
27/9/29	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール) ■ ■ *、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	4
27/9/29	農	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■、NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	2
27/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 CYS-No.1 株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩■、除草剤グリホサート耐性アルファルファ J101 系統及び低リグニンアルファルファ KK179 系統を掛け合わせた品種■	2
27/10/20	農	肥料・飼料等 普通肥料の公定規格の改正について	1
27/10/20	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロパン■、ヘキサコナゾール☆、メパニピリム■<一部☆>	4
27/10/27	厚	動物用医薬品 イプロニダゾール	1
27/10/27	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソノイル(DINP)	1
27/11/10	厚	添加物 次亜臭素酸水(5,5-ジメチルヒダントイン、臭化物、次亜臭素酸水)■	3
27/11/10	厚	農薬 マンデストロビン■、イソピラザム■、キノメチオナート■<一部☆>、ビシクロビロン■	5
27/11/10	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
27/11/17	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■	1
27/11/24	農	肥料・飼料等 飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて	1
27/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテーム■	1
27/12/8	厚	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
27/12/8	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	2
27/12/8	厚	ブリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/12/22	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素)■	6
27/12/22	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム■	2
27/12/22	厚	農薬 イミシアホス■、サフルフェナシル■、チフェンスルフロンメチル■<一部☆>、シフルメトフェン■、フルエンスルホン■、プロチオコナゾール■	7
27/12/22	厚	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン■	1
28/1/12	厚	動物用医薬品 アルトレノゲスト■<一部☆>、動物用医薬品 ロメフロキサシン■	2
28/1/12	厚	微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の改正	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。●印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。▲印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
28/1/12	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※、めん羊及び山羊の牛海绵状脳症(BSE)対策	2
28/1/12	農	薬剤耐性菌 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)◎、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)◎、フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)◎■動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液)▣■	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。▣印は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。▣印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針